令和７年度首都圏における「北の近江」の魅力発信講座実施業務 仕様書

１　委託業務名

令和７年度首都圏における「北の近江」の魅力発信講座実施業務

２　業務目的

滋賀県北部地域（長浜市、高島市、米原市）（以下、「北の近江」という。）は、歴史や文化、自然といった豊かな地域資源を有している一方で、人口減少や高齢化が課題となっている。

首都圏において、北の近江に特化した情報・魅力発信を行うことで、同地域のファンを増やし、来訪していただくきっかけをつくり、関係人口の創出を目指す。

３　委託期間

契約締結日から令和８年３月31日まで

４　委託業務内容

　　　首都圏在住の方をメインターゲットとして、以下のとおり北の近江の魅力を発信する講座を企画・運営する。

　(1) 受講者数

　　　　1講座あたりの受講者数は30～50名程度とする。

　(2) 開催回数

講座の開催回数は5回以上とすること。各講座の内容は重複しても構わない。

　(3) 開催時期

　　　　令和７年12月１日から令和８年３月15日まで

　(4) 開催場所

　　　　首都圏在住の方が参加しやすい駅前等の会場を選定すること。会場使用や設備使用にかかる経費については、受託者の負担とする。

　(4) 講座内容

　　　　講座内容については、本事業の趣旨を踏まえて受託者が企画提案すること。検討にあたっては、北の近江の「食」や観光なども含む地域の魅力が伝わるよう工夫すること。また、講座内で使用するテキスト等の教材については受託者が準備すること。

　(5) 講座記録の納品

　　　　実施した講座の様子については動画として記録し、本事業の終了後に一般公開が可能なかたちで委託者にデータを納品すること。

　(6) 受講料

　　　　講座に使用する教材費、資料代相当の受講料を当日参加者から徴することは可とする。ただし、受講料を設定する場合はプロポーザル実施時に概ねの金額を提示すること。また、録画配信等で講座の内容を後日視聴した方から受講料等を徴することは認めない。

　(7) 受講者の募集および受付

　　　　チラシ、ホームページ等を活用して効果的な受講者募集に努めること。受講希望者からの申込受付および問い合わせ対応については、受託者において行うこと。

　(8) 受講者アンケートの実施

　　　　講座終了時に受講者に対してアンケートを実施し、集計すること。

　(9) 滋賀県の実施する他事業との連携

　　　　滋賀県が令和８年１月から２月に首都圏で実施する以下の事業（予定）について、講座受講者に告知するなどの連携に努めること。（イベント名については現時点での仮称のため今後変更する可能性がある。）

　　　・アンテナショップ「ここ滋賀」が実施する「豊臣兄弟！サミット」

　　　・滋賀県東京本部が実施する「しが探求フェスタ」

　(10)実績報告書の作成

　　　　委託業務完了後、速やかに実績報告書を作成し、委託者へ提出すること。

５　運営体制

(1) 運営責任者の配置

受託者は、業務全体を統括するとともに、事業の企画、実施および進捗管理を行う運営責任者を配置すること。

(2) 体制表の提出

受託者は、緊急時等も含む連絡先、従事者氏名、役割を記載した体制表を提出すること。なお、変更が生じた場合は、速やかに変更内容を書面で提出すること。

　(3) 業務スケジュールの提出

受託者は、契約締結後10日以内に業務スケジュールを作成し、委託者に提出すること。

　(4) トラブル対応

　　　　本事業を実施するにあたり、事業の中で生じたトラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。

６　成果目標

　　講座受講者数（オンライン受講も可）　250人

７　留意事項

(1) 本業務の実施に当たっては、滋賀県東京本部および関係機関と十分に連携を図ること。

(2) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。

(3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

(4) 受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了または解除後においても同様する。

(5) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに委託者と協議を行い、業務を実施すること。

(6) 本業務は会計検査の対象となる可能性があるため、本業務に係る経理を明らかにするために他の経理と区別して会計帳簿および証拠書類を整備するものとし、全ての証拠書類は本業務終了後、翌年度４月１日から起算して５年間保存しなければならない。